

# ねりま後見人ネットだより

第22号

発行/令和4年9月

発行/練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりま

TEL: 03-5912-4022 FAX: 03-3994-1224

E-mail: kenri@neri-shakyo.com



練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりまでは、練馬区民で親族の成年後見人、保佐人、補助人（以下、成年後見人等）になっている方、成年後見人等になる予定の方々の後見業務の支援を目的に、親族後見人のサポート（ねりま後見人ネット）を行っています。

サポートの一環として、親族後見人から多く寄せられる質問や成年後見制度に関する最新情報・動向などをまとめ、後見業務のお役に立ていただくために情報紙として発行しているのが、この「ねりま後見人ネットだより」です。



## 第二期成年後見制度利用促進基本計画 ～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護 支援の推進～が閣議決定されました

令和4年3月25日に『第二期成年後見制度利用促進基本計画』が閣議決定されました。

第二期計画には「尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る<sup>1</sup> 権利擁護支援の推進」というサブタイトルがつき、地域で暮らす被後見人等の方々が「本人らしい」生活ができるよう支援することを目的としています。下の図は「地域共生社会実現に向けた権利擁護支援の推進」を図で示したのですが、本人が中心とした支援が大切とされているのが分かります。

1…参加しやすい地域社会を作っていくという趣旨。



『厚生労働省ホームページ 第二期成年後見制度利用促進基本計画・施策の実施状況等  
第二期成年後見制度利用促進基本計画』より引用



★「第二期成年後見制度利用促進基本計画・施策の実施状況等」は厚生労働省のホームページからご確認ください。



第二期成年後見制度利用促進基本計画・施策の実施状況等

★厚生労働省が作成している成年後見制度利用促進ニュースレター第31号では第二期成年後見制度利用促進基本計画を3つのポイントに絞り解説をしています。



成年後見制度利用促進ニュースレター第31号

ご興味のある方は右にあるQRコードからご確認ください。

## 第二期東京都地域福祉支援計画について

東京都でも、国と連動して地域福祉計画が策定されています。

東京都の取り組みは前掲の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」と同様に後見人等が本人を代理して法律行為をする場合における、「本人の意思決定支援の観点の重要性、自己決定の尊重と法律行為の内容へ本人の意思および選好（本人による意思決定の土台となる生活上の好き嫌い）や価値観を大切にすることが必要である」と言われています。

本人を中心とした支援をしていくことはどちらの計画でも強調されており、意思決定支援を踏まえた対応が重要とされています。

成年後見制度と意思決定支援の講演会を開催します。  
ご興味のある方は是非以下の講演会にお申し込みください。



### 成年後見制度の理念と概要 意思決定支援のあり方 池原 毅和 弁護士(東京アドヴォカシー法律事務所)

日時 令和4年11月10日(木) 午後1時~午後4時

場所 石神井庁舎5階 会議室1  
(練馬区石神井町3丁目30番26号)

定員 50名(先着順)

申込 電話/FAXで権利擁護センターほっとサポートねりまへ  
オンライン(Zoom)での配信も予定しています。

## 後見業務 Q&A

ほっとサポートねりまに寄せられた、親族後見人の方からの個別相談をもとに作成しました。

### ●後見人と家族が双方とも相続人になっている場合 ～特別代理人選任の申立てについて～



私は父の後見人をしています。先日、私の母が亡くなり、遺産分割を行うことになりました。父の後見人として相続を勧めることは出来るのでしょうか？

本人（父）と後見人等（娘）がどちらも相続人となっているため、後見人に代わって裁判所が選任した別の人が本人を代理します。その別の人とは「特別代理人」と言い、後見人が特別代理人選任の申立てをする必要があります。必要な書類の案内をし、特別代理人申立ての方法をご説明しました。

#### ポイント

#### 特別代理人選任の申立て方法

1. 家庭裁判所へ、遺産分割をするために特別代理人選任の申立てを行う予定であることを連絡票で伝えます
2. 必要な書類を準備し、特別代理人選任の申立てをします

#### 【必要な書類】

- ・特別代理人選任申立書
- ・利益相反の内容が分かる書類  
遺産分割協議書案、各種契約書案、不動産登記事項証明書など
- ・特別代理人候補者の住民票（候補者を挙げる場合）



親族や友人でも特別代理人の候補者として申立てすることができます。候補者として認められない場合は裁判所が専門職を任命します。後見監督人がついている場合は、監督人が代理人としての役割を担うことができるため、特別代理人の申立ては不要です。特別代理人について知りたい方や、申立書の入手方法、申立書の書き方についてはほっとサポートねりままでご相談ください。

## ●高齢のため親族後見から専門職へ交代する場合 ～報酬について～



私は息子の後見人をしています。元気なうちに後見業務を引き継ぎたいと思っていますが、息子の預金だと報酬を払い続けられるか心配です。



練馬区の成年後見人に対する報酬の助成について、要件等の説明を行いました。

### ポイント

#### 報酬助成について

練馬区では区独自の事業として、成年後見人の報酬を支払うことが困難で、一定の要件を満たした人を対象に報酬の助成を行っています。親族ではない第三者が後見人等で、住民税が非課税、報酬付与申立て時の資産が50万円以内であることなどの要件があります。詳しくは以下の窓口にお問い合わせいただくか、練馬区のホームページで「成年後見人等に対する報酬助成」で検索してください。以下のQRコードからもご覧いただけます。

申請先  
練馬区役所西庁舎3階  
福祉部 管理課 地域福祉係 (電話)03-5984-2716



練馬区のホームページ  
「成年後見人等に対する報酬助成のご案内」



後見人の辞任についてはネットだよりの20号のQ&Aでお伝えしています。後見業務について不安や疑問に思うことがありましたら、お気軽に権利擁護センターまでご連絡ください。

### 練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりま

住所：〒176-0012 練馬区豊玉北5-14-6 新練馬ビル5階  
TEL：03-5912-4022 FAX：03-3994-1224  
E-mail：kenri@neri-shakyo.com

相談受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00【祝日、年末年始を除く】